

# 酒田市教育等に関する施策の大綱 改訂の趣旨

## 1 改訂にあたって

「酒田市教育等に関する施策の大綱」は、本市の教育行政を推進するための基本的な方針となるもので、酒田市総合計画及び酒田市教育振興基本計画と整合性を図り、総合教育会議で教育委員会と協議し、市長が策定します。

このたび酒田市総合計画が平成 30 年度に策定されたことに伴い、その基本構想、基本計画及び社会情勢などを加味し、改訂しました。

**【根拠法令】** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

## 2 対象期間

酒田市総合計画と整合性を図るため、平成 30 年度から新たに 5 年間とします。  
(2018 年度から 2022 年度まで)

なお、期間中、状況の変化等により必要性が生じた場合は、見直しを行うこととします。

